

一般競争入札（総合評価方式・試行）の実施について（公告）

下記のとおり一般競争入札を行いますので、湯沢町財務規則（平成19年湯沢町規則第28号。）第136条の規定に基づき公告します。

なお、本案件は、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易(実績)型・試行）により執行する入札です。

平成20年10月9日

湯沢町長 上村 清隆

1. 入札に付する事項等

- (1) 入札日時 平成20年10月23日（木） 午後1時30分
- (2) 入札場所 湯沢町役場 大会議室
- (3) 工事番号 簡第4号
- (4) 工事名 ふれあいの郷井戸導水管新設工事
- (5) 工事場所 湯沢町大字三国地内
- (6) 工事期間 70日間
- (7) 工事概要 保護層付水道配水用ポリエチレン管 100A L=195m
- (8) 設計図書等の閲覧
 - ① 閲覧期間 平成20年10月9日（木）から同年10月22日（水）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
 - ② 閲覧場所 湯沢町役場 地域整備課（Tel025-784-4853）
- (9) 予定価格 事後公表
- (10) 制限価格 あり
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 契約金額が500万円以上の場合は必要（金銭的保証）
- (13) 代金の支払
 - ①前払 契約金額が300万円以上の場合については、契約金額の40%以内を支払う。
 - ②部分払 契約金額が500万円以上の場合にはする。
(前払をした場合には、部分払いを1回したものとみなす。)

2. 入札参加資格要件

- (1) 湯沢町建設工事入札参加資格審査規程に基づく入札等参加資格者登録名簿に登載されている者であること。
- (2) 湯沢町管内に建設業法に基づく営業所を有し、平成 20・21 年度の入札参加資格格付けが
管工事 A級・B級
かつ土木一式工事及び湯沢町指定給水装置工事事業者の許可を有する者
であること。
- (3) 入札参加申込書の提出日から入札の日までの期間に、町及び県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 以上の要件を全て満たす者であること。但し、町長が特に不相当とした者は除く。

3. 総合評価方式の評価項目、評価方法等

(1) 評価項目

- ① 企業の技術力（同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰）
- ② 配置予定技術者の能力（技術者の能力、同種工事の実績、優秀技術者表彰等）
- ③ 地域貢献度（災害時における活動実績等）
- ④ 地域精通度（実働拠点、地域調達）

(2) 評価方法等

① 標準点と加算点の付与

入札参加資格要件を満たす入札参加者すべてに標準点（100点）を与え、さらに上記(1)を評価して加算点を与えるものとします。

② 評価基準と加算点

評価基準と加算点の配点は、別表「総合評価方式評価項目（簡易(実績)型）」（以下「別表」という。）のとおりとします。

③ 評価方法

評価の方法は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札参加者について、上記①及び②により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札金額で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行います。

[参考] 評価値 = (標準点+加算点) / 入札金額 × 定数 (1 億)

4. 入札参加の手続

(1) 入札参加申請書等の提出について

- ① 提出期限 平成20年10月16日(木)午後5時まで
- ② 提出場所 湯沢町役場 総務課企画財政班 (TEL025-784-3451)
- ③ 提出書類 (ア) 一般競争入札(総合評価方式)参加申請書
(イ) 企業の技術力・地域性確認資料(第1号様式)
(ウ) 配置予定技術者の能力確認資料(第2号様式)

以上、各1部を提出(持参)してください。

④ 書類の作成方法

- ・別表を参照し、各様式の脚注に基づき、記載してください。
- ・別表中「工事成績」については資料の提出は求めませんが、新潟県発注工事における全工種工事成績評定点の過去3年間の平均点及び過去四半期(3ヶ月)間の最低点により評価を行います。

(2) 入札参加資格の審査結果について

入札参加資格を有しない場合のみ、10月22日(水)までに書面で通知します。

5. 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の範囲内であり、前記3(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者としますが、落札の決定については、所定の手続が完了するまで保留します。

なお、落札決定については、後日、入札参加者へ書面で通知します。

また、入札結果については、別途、「入札結果公表」により公表(湯沢町ホームページ及び役場2階掲示板)します。

6. その他

(1) 入札書記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 提出された書類等の返還はしません。

(3) 入札・契約に関する全ては、湯沢町財務規則、同建設工事請負基準約款及び町の指

示によることとします。

(4) 問い合わせ先

- ① 入札及び契約に関する事項
総務課企画財政班 (Tel025-784-3451)
- ② 設計図書の内容に関する事項
地域整備課水道班 (Tel025-784-4853)